

新たに旅館業を始められる方へ

—申請の手引き—

旅館業について

旅館業とは、「宿泊料を受けて人を宿泊（寝具を使用して施設を利用すること）させる営業」であり、保健所長の許可を受けなければなりません。

※食事を提供する場合は「食品営業許可申請」、浴場を一般開放する場合は「公衆浴場許可申請」、温泉を利用する施設の場合は「温泉利用許可申請」、延べ面積 3,000 m²以上の場合は「特定建築物届」が必要です。

営業の種別

種別	定義
旅館・ホテル営業	施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業
簡易宿所営業	宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業
下宿営業	施設を設け、1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業

営業までの流れ

建築等の届出 (計画段階)	● 旅館等の建築について、太田市教育委員会生涯学習課と事前協議をしてください。 ※群馬県ラブホテル等施設設置規則の規定による（規制指導要綱）
事前相談 (計画段階)	● 営業をしようとする施設の設計図など「施設の概要がわかる図面」を持参のうえ、保健所衛生係へご相談ください。
照合依頼 (着工前)	● 着工前に「照合依頼書」を提出してください。 ※営業施設の設置場所が下記施設の敷地の周囲おおむね 120m の区域内にあるときは、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害される恐れがないか、関係機関に照会しなければなりません。 1. 学校・認定こども園 2. 児童福祉施設 3. 社会教育施設 4. 知事が条例で定める施設（知事が指定する公民館、公園、スポーツ施設等） ・ 指定された施設に関しては県HP (https://www.pref.gunma.jp/page/6215.html) をご確認ください。
建築確認申請等	● 建築確認申請等、建物の建築に必要な手続きを行ってください。
許可申請 (予定日 1ヶ月前)	● 営業開始予定日の 1ヶ月前までに申請してください ※欠格要件等は外部機関への照会となるため、回答には時間がかかる場合があります。余裕をもって申請してください。
検査	● 施設の確認に伺います。日程は申請当日、打ち合わせとなります。 ● 検査は、営業者や責任者が立ち会ってください。
営業許可	● 書類の不足等がなく、欠格要件の照会が済んでいる場合、検査で適合施設と確認されたら、営業開始できます。
許可書交付	● 許可書交付時期になりましたら担当者よりご連絡いたします。来所してください。

必要な書類

＜申請に必要な書類＞

	必要な書類	備考
1	営業許可申請書(別記様式第1号)	※1
2	営業施設の構造設備の概要(別記様式第1号別紙)	
3	営業施設の構造設備の仕様書	ただし、「構造設備の概要」等で必要事項を確認できる場合は添付不要
4	玄関帳場代替措置(代替設備等)の内容がわかる書類	旅館・ホテル営業、簡易宿所営業において、玄関帳場を設けない場合
5	定款又は寄附行為(写)	申請者が法人の場合
6	営業施設の配置図	
7	営業施設の平面図	客室、便所、浴場、洗面所、調理場その他必要な施設を明示すること。客室についてはその名称及び面積を明示すること。
8	営業施設付近120m以内の周辺図(見取図)	申請に係る施設所在地は図上(1/2000)に朱色で表示し、施設敷地の周囲から120mの範囲を明示すること。付近の学校、官公庁、病院等はその名称を明示するとともに、120m以内に清純な施設があるときは、その直線距離を実測の上明示すること。
9	水道水使用証明書又は使用水の水质試験成績書(写)	水道:水道水使用証明書 水道水以外:使用水水质試験成績書
10	消防法令適合通知書	※2
11	建築基準法の検査済証(写)(用途変更のみの場合は用途変更確認済証(写)を添付)	※2
12	農地転用許可指令書(写)	必要に応じて提出
13	許可書、認可書等(写)	その他他の法令又は条例に基づき行政庁の許可、認可等を要する場合
14	太田市モーター類似旅館建築等規制条例に抵触しない旨の回答書	※2 事前協議で問題がなければ、保健所で入手します。
15	公園等の照会に対する回答書	
16	登記簿謄本(写)	申請者が法人の場合。 申立書の資料とさせていただきます
17	申請手数料	22,000円(群馬県証紙)

その他、保健所が必要と判断した場合は、別途書類をご提出していただく場合があります。

※1: 申請書裏面の申請者(法人の役員等含む)の氏名、生年月日等の欄は、申立書の書式に必要事項を記入押印して添付するものでも可。(申請書には「別添申立書のとおり」等と記入)

※2: 営業施設の場所又は構造設備が他の法令又は条例に基づき行政庁の許可、認可等を要する場合は、当該法令又は条例に基づく許可書、認可書等の写し。

<営業許可申請事由別必要書類>

	申請事由 申請書類	新設 （一般的な新規 等）	増・改築等	営業種別の 変更
1	営業許可申請書（別記様式第1号）	○	○	○
2	営業施設の構造設備の概要（別記様式第1号別紙）	○	○	○
3	営業施設の構造設備の仕様書	○	○	○
4	玄関帳場代替措置（代替設備等）の内容がわかる書類	○	○	○
5	定款又は寄附行為（写）	○	○	○
6	営業施設の配置図	○	○	○
7	営業施設の平面図	○	○	○
8	営業施設付近120m以内の周辺図（見取図）	○	×	×
9	水道水使用証明書又は 使用水の水質試験成績書（写）	○	×	×
10	消防法令適合通知書	○	○	○
11	建築基準法の検査済証（写）（用途変更のみの場合は用途変更確認済証（写）を添付）	○	○	○（該当がある場合）
12	農地転用許可指令書（写）	○ （該当地のとき）	○ （該当地のとき）	×
13	許可書、認可書等（写）	該当がある場合		
14	太田市モーター類似旅館建築等規制 条例に抵触しない旨の回答書	市条例の適用を受けたとき添付		
15	公園等の照会に対する回答書	意見照会を行ったとき添付		
16	登記簿謄本（写）	○	○	○
17	申請手数料	○	○	○

（注）○印は必要書類、×印は省略できる書類（内容に変更があり、確認が必要となる場合を除く）

- 「食品営業許可申請」「公衆浴場許可申請」「温泉利用許可申請」「特定建築物届」が必要になる場合、申請方法については保健所衛生係にご相談ください。

＝ 欠格事項 ＝

以下に該当するときは、許可を与えないことがあります。

1. 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの※
※精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
2. 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
3. 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者
4. 第八条の規定により許可を取り消され、取り消しの日から起算して三年を経過していない者
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）
6. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
7. 法人であって、その業務を行う役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
8. 暴力団員等がその事業活動を支配する者

承継承認申請書類

●旅館業を承継する場合は、変更届や新規申請ではなく「承継の承認申請」が必要となります。

※ 譲渡による場合、事前に（譲渡契約等の効力が発生する日より前に）申請を行い、承認を受ける必要があります。事前に手続きがなされなかった場合は、新規の許可を要することとなります。

※ 法人の合併又は分割による場合、事前に（合併又は分割の効力発生前に）申請を行い、承認を受ける必要があります。

※ 相続による場合、被相続人の死亡後 60 日以内に申請して、承認を受ける必要があります。

	申請書類	申請事由	事業譲渡	合併・分割	相続
1	承継承認申請書	事業譲渡の場合、譲渡人と譲受人が連名で申請	○	○	○
2	定款又は寄付行為(写)	法人の場合	○	○	
3	旅館業の譲渡を証する書類	譲渡契約書等の写し等	○		
4	戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し	被相続人の戸籍謄本若しくは除籍謄本(申請者が被相続人の兄弟姉妹である場合は、申請者の親の除籍謄本及び被相続人の戸籍謄本又は除籍謄本)又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し			○
5	他の相続人の同意書				○
6	合併契約書又は分割契約書(新設分割の場合は分割計画書)	申請時: 合併契約書又は分割契約書(新設分割の場合は分割計画書) 承認後: 登記事項証明書(合併または分割に関する事項が記載されているもの)		○	
7	消防法令適合通知書	営業許可申請書の記載内容と変更がなければ、省略可能	○	○	○
8	使用水試験成績書の写し又は水道水使用証明書	営業許可申請書の記載内容と変更がなければ、省略可能	○	○	○
9	意見照会に対する回答書		意見照会を行ったときは添付		
10	手数料	7, 400円(群馬県証紙)	○	○	○

施設の構造設備基準等について

- 旅館業の経営の許可を受けようとするときは、下記の基準に適合する必要があります。
また、建築物に係る基準については、建築基準法等関係法令の基準を遵守してください。

構造設備基準	客室	【旅館・ホテル】寝台を設置する場合、一客室の床面積 9㎡以上 寝台を設置しない場合、一客室の床面積 7㎡以上 【簡易宿所】 延床面積 33㎡以上（定員 10 人未満の場合は 3.3㎡×宿泊者の数） 【下宿】 —
	設置場所等	設置場所は乾燥地かつ雨水・汚水を排除するための適当な施設をもつ 床面が地盤上に接する場合、床面は地盤から 45 cm以上 床面が地盤面下にある場合、床又は床下は耐水材料で構築し、その壁・床下には適当な防湿方法が施されている 床が地盤に接し、かつ木造の場合には、床下に適当な換気設備を設ける
	換気	換気のため外気の流通に適当な窓又はこれに代わる設備を設ける
	採光	窓等により自然光線を十分採り入れることができる
	照明	客室には宿泊者の安全衛生上必要な照度を満たすような設備を設ける 玄関、廊下、浴室及び便所等には適当な照明設備を設ける
	客室定員	【旅館・ホテル】寝台を設置する場合、床面積 4.5㎡につき一人を超えない 寝台を設置しない場合、床面積 3.3㎡につき一人を超えない 【簡易宿所】 床面積 1.65㎡につき一人を超えない 【下宿】 床面積 3.3㎡につき一人を超えない ※ここでいう床面積は宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分に限る
	便所	宿泊者の利用しやすい位置に設け、適当な数を有する
		悪臭を排除するため適当な換気設備を設ける
		防虫及び防臭の設備をなし、流水装置による手洗いを設ける
		客ごとに清潔な拭手部分が自動的に更新するものでない限り、共用手拭等は備え付けない
	調理室	水洗便所を除き、大便所の落し口には臭気の拡散を防止するための措置を講ずる
	調理室	食品衛生法の基準に合致
	浴場	宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有する （施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除く）
		浴室が外部から見通せない
		浴槽・洗場はコンクリート、タイルその他耐水材料で敷設 洗場には適当な勾配をつけ汚水溜又は下水溝に流入させる構造
		採光、換気を図るため充分な窓又はこれに代る装置を備える
	洗面所	施設に応じ充分な数及び広さを有し、耐水材料で築造
	水道	飲用に供する水道設備は、宿泊者の健康を害することのない水質を維持できる構造
	玄関帳場	【旅館・ホテル】宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場等を有する（例外規定あり）
		【簡易宿所】宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場等を有する（例外規定あり）
	適当な換気、採光、照明、防湿、排水の設備を有する	
	【旅館・ホテル】法第三条第三項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 100mの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興もしくは飲食をさせるホールもしくは客に射幸心をそそるおそれがある遊戯をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有する	
	【簡易宿所】階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔はおおむね 1 m以上である	

※営業の際は、条例で定める浴場の衛生措置基準、寝具等の衛生管理規定、遵守事項を遵守すること

群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄

旅館業営業許可申請書

令和〇〇 年〇月〇日

太田保健所長 あて

申請者
住 所 太田市西本町〇〇-〇
氏 名 株式会社群馬商事
代表取締役 太田 太郎
昭和〇〇 年〇〇月〇〇日生

法人にあつては、その所在地、
名称及び代表者の氏名

旅館業法第 3 条第 1 項の規定により、旅館業の営業の許可を受けたいので申請します。

営業施設	所在地	太田市西本町〇〇-〇		
	名称	ホテル ぐんま		
営業の種別		旅館・ホテル		
営業施設の構造設備の概要		別紙のとおり		
客室数及び定員	客室の区分	客室数	定員	
	寝台を置く客室	5 室	5 人	
	寝台を置かない客室	3	6	
	計	8	11	
寝具の数		13		
宿泊に伴う食事提供の有無		有		
使用飲料水の種別		水道水		
規則第 5 条第 1 項の規定に該当するときは、営業期間又は地理的状況等の詳細		該当なし		
学校（大学を除く。以下同じ。）、児童福祉施設等の敷地の周囲おおむね 100 メートルの区域内にある施設にあつては、学校、児童福祉施設等からの距離		該当なし		

・キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設
・交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの
・体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設等

法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容	一 成年被後見人又は被保佐人 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者 四 第八条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でなくなった日から起算して五年を経過しない者 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの 七 法人であって、その業務を行う役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの 八 暴力団員等がその事業活動を支配する者					
申請者、役員等の氏名等（注）	フリガナ	職名等				
	おおた たろう 太田 太郎	昭和〇〇年〇月〇〇日	男	太田市西本町〇〇-〇〇	代表取締役	
	おおた はなこ 太田 花子	昭和△△年△△月△日	女	太田市東本町〇-〇	取締役	
添付書類 1 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し 2 営業施設の仕様書 3 営業施設の配置図、平面図及び付近120m以内の見取図 4 旅館・ホテル営業、簡易宿所営業において、玄関帳場を設けない場合は、玄関帳場代替措置（代替設備等）の内容がわかる書類 5 営業施設の場所又は構造設備が他の法令又は条例に基づき行政庁の許可、認可等を要する場合は、当該法令又は条例に基づく許可書、認可書等の写し 6 使用水試験成績書の写し又は水道水使用証明書						

注 「申請者、役員等の氏名等」欄は、申請者が法人の場合は法人の役員の氏名等を記入し、申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は申請者及びその法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員）の氏名等を記入すること。

営業施設の構造設備の概要

1 建物

様式	敷地面積	建築面積	延べ面積
木造	650 m ²	190 m ²	300 m ²
2階建			

2 客室

番号	階別	室名	寝台の有無	床面積①	床面積②	定員	換気	採光窓等	照明	備考
1	1階	客室1	有	12.50 m ²	10.30 m ²	1人	動力	1.92	蛍光灯	
2	1	客室2	有	13.00	11.00	1	動力	1.92	蛍光灯	
3	1	客室3	有	14.32	12.22	1	動力	1.92	蛍光灯	
4	2	客室4	有	13.00	11.00	1	動力	1.92	蛍光灯	
5	2	客室5	有	13.00	11.00	1	動力	1.92	蛍光灯	
6	2	客室6	無	24.98	17.59	2	動力	3.30	蛍光灯	
7	2	客室7	無	25.00	18.00	2	動力	3.30	蛍光灯	
8	2	客室8	無	25.00	18.00	2	動力	3.30	蛍光灯	
計						11				

注 床面積①には旅館業法施行令第1条第1項第1号の床面積を、床面積②には群馬県旅館業条例第5条第2項の床面積を記入すること。

3 便所

型式 階	大 便 器	小 便 器	大 小 兼 用	計	様式
1 階	2 基	2 基	1 基	5	水洗
2	1	2	0	3	水洗
計	3	4	1	8	

4 洗面所

区分 階	1 階	2 階	階	階	階	階	計
箇 所 数	1	1					2
湯 水 栓 数	2	2					4

5 浴室

区分 階	個室専用	共用	
		浴室	脱衣室
1 階		1. 2m×1. 6m	0. 9m×1. 5m
1		1. 8×2. 8	2. 8×1. 5
		×	×
		×	×
		×	×
		×	×
計			
湯水栓数	箇所	6 箇所	3 箇所
シャワー	箇所	6 箇所	0 箇所

6 玄関帳場又は玄関帳場代替措置(代替設備等)(※) (6の欄は下宿営業は記載不要)

玄関帳場	☒ 有 ☐ 無
玄関帳場代替措置(代替設備等)	有 ☒ 無

※ 旅館・ホテル営業、簡易宿所営業において、玄関帳場を設けない場合は玄関帳場代替措置(代替設備等)の内容がわかる書類を添付すること。

7 その他

区分	面積		換気		防 虫 設 備		
調理室	1 8 . 5 3 m ²		自 然	動 力	有 無		
食堂	2 8 . 3 m ²		自 然	動 力	有 無		
配膳室	m ²		自 然	動 力			
使 用 水	太田市上水道 ()						
暖房	各室エアコン完備						
寝具	布団	掛布団の襟カバー	枕	枕カバー	寝衣	敷布	ベット
	1 3組	2 2枚	1 3個	2 2枚	2 2枚	2 2枚	S W 5 台
排 水 処 理	浄 化 槽	大きさ 1 0 . 0 m ³ (3 0 人槽)					
		届 出 令和〇〇年〇〇月〇〇日					
	下 水						
	その他	浄化槽の型式等					
避 難 設 備	避難口誘導灯、非常用照明灯、非常警報装置 (非常ベル)						
従 業 員 室	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	

その1

旅館・ホテル
簡易宿所

宿泊者名簿

到着年月日 及び時刻	出発年月日 及び時刻	行先地	国籍	住所	氏名	連絡先	年齢	性別	旅券 番号	備考
7/1 18:00	7/2 9:00	東京		熊谷市 ...	〇〇 他2名	090 -...	44	男		
8/4 17:30	8/7 8:00	大阪	中国		△△				...	

注1 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号を 該当欄に記入すること。

2 3名以上の団体にあつては、代表者についてのみ必要事項を記載し、備考欄に代表者以外の者の人数を「ほか何名」と記載することにより、代表者以外の者に係る記載を省略することができる。ただし、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人である場合は、宿泊者全員の必要事項を記載すること。

その2

下宿宿泊者名簿

宿泊開始 年月日	宿泊最終 年月日	国籍	住所	氏名	連絡先	年齢	性別	旅券 番号	宿泊目的	備考

注 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号を該当欄に記入すること。

お問い合わせ先

☆以下の手続きについては、各関係機関にお問い合わせ下さい。

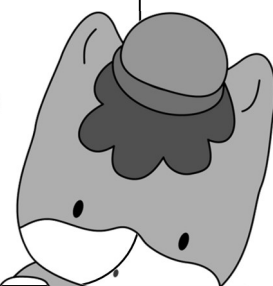
手続きの内容	関係機関・連絡先
太田市モーテル類似旅館建築等規制条例についての事前確認	太田市教育委員会生涯学習課 0276-22-3442
消防設備の設置、検査等	所管の消防局並びに消防本部
建築確認等	土木事務所建築係
排水を「公共下水道」に流す場合（新規接続・営業者変更等）	太田市役所 下水道課 0276-47-1921
浄化処理した排水を「側溝」に流す場合（新規接続・営業者変更等）	太田市役所 道路整備課 0276-47-1835
浄化槽に関する相談（設置・管理者変更等）	東部環境事務所 0276-31-2517
水質汚濁防止法に係る相談	太田市役所 環境対策課 0276-47-1893
風俗営業許可（1号～3号営業）・特定遊興飲食店営業許可を取得する場合	太田警察署生活安全課 0276-33-0110
組合について	ホテル・旅館業：群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合 027-233-2873

太田保健福祉事務所 衛生係
（太田保健所）

TEL：0276-31-8243 Fax：0276-31-8349

受付時間：8：30～12：00、13：00～17：15

受付日：月～金（ただし、祝日及び12/29～1/3を除く）



お気軽に
ご相談下さい